

有限会社 あおき
グループホームあおき園
(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
重要事項説明書

氏名： 様

令和 6年 5月 20日

グループホームあおき園

重要事項説明書

(特 徴)

当認知症グループホーム（以下、「当施設」という。）の本旨は、「認知症の方が小規模な生活の場で少人数（5人から9人）を単位とした共同住居の形態で、食事の支度や掃除、洗濯などをスタッフが利用者と共に共同で行い、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症状の進行を穏やかにし、家庭介護の負担軽減に資することにあります。

また、当施設は「単独型」であり、小規模な生活単位のため閉鎖性の高い施設となる可能性があるため、入居者様の家族ばかりでなく、ボランティアをはじめとする地域及び関係機関との協力・連携を図り入居者様が安心かつ安全に生活する場所及び空間を提供いたします。

※当施設でのご利用は、原則として「要支援2以上要介護認定受給者」となります。
医療機関（医師）からの「認知症」の診断が必要となります。

◇◆ 目 次 ◆◇

1.	事業主体・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	施設概要及び居室概要・・・・・・・・	1
3.	介護体制・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4.	施設利用にあたっての留意点・・・・	1
5.	サービス及び利用料等・・・・・・・・	2
6.	基本料金・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7.	協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・	2
8.	苦情相談機関・・・・・・・・・・・・・・	3
9.	個人消耗品等、実費負担内容の詳細・・	3
10.	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・	3
11.	衛生管理及び感染症対策・・・・・・・・	4
12.	非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・	4
13.	業務継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・	4
14.	虐待防止に関する事項・・・・・・・・・・	4
15.	身体拘束の禁止・・・・・・・・・・・・・・	4
16.	職場におけるハラスメント・・・・・・・・	4
17.	第三者評価の実施の状況・・・・・・・・	5

1. 事業主体

事業主体名	有限会社 あおき
所在地	〒880-0824 宮崎県宮崎市大島町南窪847番地3
電話番号	0985-61-5558
代表者氏名	代表取締役 金丸 宜裕

2. 施設概要及び居室概要

施設の種類	介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
運営理念	当施設では入居者様を生活の主体者としてとらえ、個々の生活を重視し、残された能力を最大限に活用できるような環境を提供します。 介護理念 ・私たちは利用者様にその人らしい、安心、安楽な空間を提供できるよう支援します。 ・利用者様に敬意を払い接します。
施設の名称	グループホーム あおき園
施設の所在地	〒880-0824 宮崎県宮崎市大島町南窪807番地
電話番号	0985-61-5558
管理者	森 光
開設年月日	平成 17 年 6 月 1 日
入居定員	9 名
指定番号	事業者指定通知番号：4570102840
敷地概要	約1850㎡
建物概要	延べ床面積：321.26㎡ / 構造：木造地上1階
居室概要	面積：10.83㎡ / 洋間（板敷き） / 収納 冷暖房装置付 / 自然通気孔付
共有場所概要	浴室 / トイレ3ヶ所 / 洗面所 / 食堂 / 台所 / 玄関 / 廊下
緊急対応方法	医療機関への24時間連絡体制あり
消防防災設備	消火器/防火カーテン、スプリンクラー、感知器（熱・煙）/火災報知器/自動火災通報装置
避難設備	誘導灯
保険加入先	賠償責任保険：東京海上日動火災保険株式会社 居宅介護事業者賠償責任保険

3. 介護体制 ※職員体制は変更することがあります

昼間の体制	3 人（早番 7：00～16：00/1名、日勤 8：30～17：30/1名、遅番 9：00～18：00/1名）
夜間の体制	1 人（18：00～7：00）

4. 施設利用にあたっての留意点

- （1）貴重品や、ペット、日常生活に必要な金品は持ち込む事ができません。
※但し、使い慣れた家具や馴染みの深いものは、持ち込まれてもかまいません。
- （2）居室への火気の持込は禁止します。喫煙は原則として禁止します。
- （3）利用者のご家族は宿泊できません。また、食事の提供はいたしません。
- （4）営利目的・宗教勧誘・特定の政治活動・家族からの選挙投票の依頼等はお断りいたします。
- （5）外出・外泊は必ず事前に管理者、若しくは職員へ申し出てください。

5. サービス及び利用料等

保険給付 サービス	[内容]食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助などの日常生活上の世話、日常生活での機能訓練、健康管理、相談・助言等について包括的に提供され、下記の要介護度別に応じた定められた金額が自己負担となる他、加算額の一部が自己負担となります。（下記※参照）
保険給付外 サービス	下記については各個人の利用に応じて自己負担となります。
居室提供（家賃）	1、715円/日（※生活保護受給者997円/日）
食事の提供	1,050円/日（朝食・昼食・おやつ・夕食）
水道光熱費	500円/日
個人消耗品等	オムツ・病院受診（診察）・薬・理美容・新聞雑誌・買い物など個人で使用する品等は実費精算で自己負担となります。
死亡退去清算	乙の死亡による退去の場合の最終清算は退去届から一週間以内にするものとし、その清算内容に医療機関への最終月の支払いは含まれません。最終月の医療機関への支払いは乙代理人が直接医療機関に支払うものとしします。
退去時の室内清掃等	6ヶ月以上居室を使用した場合、退所時にハウスクリーニング業者による使用居室の除菌、消臭を行います。その際の作業に掛かった費用はお支払いいただきます。 2年以上居室を使用した場合、退所時にハウスクリーニング業者による使用居室の除菌、消臭、エアコンクリーニング、窓、網戸、サッシ、照明器具、クロス部分清掃、床清掃（WAXなし）を行います。その際の作業に掛かった費用はお支払いいただきます。
退去時修繕金	退去時、使用居室に修繕を要する場合は相当額をお支払いいただきます。

6. 基本料金（1日当たりの自己負担額 令和 6年 4月 1日から適用）介護保険の改定により自己負担額及び加算額の変動あり

利用者負担割合	自己負担額1割の方	自己負担額2割の方
要支援2	761円	1522円
要介護1	765円	1530円
要介護2	801円	1602円
要介護3	824円	1648円
要介護4	841円	1682円
要介護5	859円	1718円
初期加算	入居後30日間に限り30円/日	入居後30日に限り60円/日
サービス提供体制強化加算	6円	12円
医療連携体制加算	37円	74円

※介護職員処遇改善加算として基本料金+その他加算の合計の15.5%が加算されます。

7. 協力医療機関

協力医療機関名	宮崎生協病院 TEL:0985-24-6877
	財団法人弘潤会 野崎東病院 TEL:0985-28-8555
協力歯科期間名	のなか歯科医院 TEL:0985-28-6357
往診医療機関名	巴外科内科（2週間毎）TEL:0985-51-1777
提携訪問看護	みやざき総合介護サービス訪問看護ステーションTEL:0985-32-7070

8. 苦情相談機関

グループホームあおき園	担当者氏名 森 光（管理者）
苦情相談窓口	グループホームあおき園 TEL:0985-65-7065
受付時間	8：30－17：30（緊急時はこの限りではありません）
外部苦情相談機関	宮崎市介護保険課 TEL:0985-21-1777 受付時間 8：30－17：00
	宮崎県高齢者対策課 TEL:0985-26-7059 受付時間 8：30－17：00
	宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険事務局 TEL:0985-35-5301 受付時間 8：30－17：00

9. 個人消耗品等、実費負担内容の詳細

(1) 理容・美容代金

(2) 日常生活の個人用の買い物（歯ブラシ、歯磨き粉等）

(3) 医療の受診費用（診療費及び移動に伴う経費）、車使用料、付き添い費

ご家族が利用者を医療機関に移動させることができない場合（施設職員へ付き添いを依頼された場合）は、30分あたり500円の費用をいただきます。

(4) 費用の発生するレクリエーション費及び外出に伴う食事代の差額

※レクリエーション等に参加するか否かはご契約者様の意に沿い実施いたします。

(5) 本人がお亡くなりになった時のエンゼルケア費用

(6) ご契約者様の生活に要する費用で、ご契約者様に負担いただくことが適当

であると思われるもの（個人使用の補聴器、電池、眼鏡、髭剃り、歩行器等）

10. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により、ご契約者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任は減じられます。

11. 衛生管理及び感染症対策

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。

12. 非常災害対策

事業所の非常災害対策については、園内に消火器の整備、避難誘導等の整備、及び6ヶ月に1回の防災機器保守点検を行うものとします。

また、年2回以上の避難訓練を実施します。

13. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

14. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③従業者に対し、虐待を防止するための研修の実施
- ④上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する

15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の事由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 職場におけるハラスメント

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

17. 第三者評価の実施の状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・実施した直近年月日 2023年12月19日
- ・実施した評価機関 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
- ・評価結果の開示状況

認知症対応型共同生活介護：グループホームあおき園のサービス

提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 6年 5月 20日

施設名 グループホームあおき園

住 所 宮崎県宮崎市大島町南窪807番地

説明者名 森 光 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型
共同生活介護：グループホームあおき園のサービス開始に同意しました。

契約者氏名

住所

契約者代理人 ㊞ （続柄 ）

住所